

概 要

第 1 章 道路台帳について

1-1 概 要

1-1-1 はじめに

昭和 59 年 1 月に「道路台帳作成要領（案）」（以下「要領」という。）が作成されてから 30 年近くの歳月が経過し、道路台帳作成の根幹をなす測量に関する規程の大幅な改正により、近年の一般的な作業方法と、現存の要領に隔たりが生じることとなっている。そこで、現状の作業手法に沿った諸規程の採用と、運用基準を定め、これらの諸問題を解決する取り組みを行うこととなった。

1-1-2 道路台帳の意義

道路管理者が道路管理事務を円滑に遂行するためには、道路の区域の境界線、道路の施設の現況、占用物件、沿道の状況等管理の基礎的事項の把握が不可欠である。また、道路に接する沿道私人のためにも、道路法が及ぶ領域を常に明確にしておく必要がある。

道路台帳は、道路法第 28 条及び同法施行規則第 4 条の 2 の規定により、路線の認定（指定）及び道路の区域の決定（変更）の公示、供用開始の公示に基づき道路台帳の調製、保管を行うこととしている。

道路台帳は、地方交付税算定の基礎資料として使用することとされている。具体的には地方交付税法第十二条で、基準財政需要額の二、土木費 1、道路橋りょう費の測定単位である道路の面積（経常経費）と延長（投資的経費）の数値は道路台帳によることとされている。道路台帳の数値を基礎として、各市町村の道路維持に係る費用・道路改築に係る費用等を算出し、交付税額の算定が行われている。そのため、道路台帳が未整備であることは、交付税算定に当たり基準財政需要額が減少し、結果的に該当自治体の地方交付税額の減少を招く。道路橋りょう費の交付税額全体に占める割合は大きく、道路台帳未整備が自治体財政に与える影響は大きい。

この要領は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 28 条及び、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 2 に基づき、道路台帳の調製に関し、必要な事項を定めるものとする。

1-1-3 道路台帳整備に係る要領の遍歴

昭和 52 年 12 月	埼玉県道路台帳整備要綱
昭和 54 年 10 月	道路台帳作成要領
昭和 58 年 6 月	道路台帳整備の基本方針について
昭和 59 年 1 月	道路台帳作成要領（案）
平成 24 年 4 月	埼玉県道路台帳作成要領
平成 26 年 10 月	埼玉県道路台帳作成要領（案）（試行運用）
平成 29 年 8 月	埼玉県道路台帳作成要領（案）

概 要

1-1-4 根拠法規抜粋

道路法 （昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（道路台帳）

- 第二十八条 道路管理者は、その管理する道路台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
 - 3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

道路法施行規則（昭和二十七年八月一日建設省令第二十五号）

（道路台帳）

- 第四条の二 道路台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。
- 2 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。
 - 3 調書には、道路につき、少なくとも次ぎに掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。
 - 一 道路の種類
 - 二 路線名
 - 三 路線の指定又は認定の年月日
 - 四 路線の起点及び終点
 - 五 路線の主要な経過地
 - 六 供用開始の区間及び年月日
 - 七 路線（その管理に係わる部分に限る。）の延長及びその内訳
 - 八 道路の敷地の面積及びその内訳
 - 九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配
 - 十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造
 - 十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあっては位置、規模及び構造）並びに料金徴収期間
 - 十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
 - 十三 軌道その他主要な占用物件の概要
 - 十四 道路一体建物の概要
 - 十五 協定利便施設の概要
 - 4 図面は、道路につき、少なくとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の六の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。
 - 一 道路の区域の境界線
 - 二 市町村、大字及び字の名称及び境界線
 - 三 車道の幅員が〇、五メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員

- 四 曲線半径（三十メートル以上のものを除く。）
 - 五 縦断勾配（八パーセント未満のものを除く。）
 - 六 路面の種類
 - 七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
 - 八 自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が行き止まりになる区間をいう。）
 - 九 道路元標その他主要な道路の附属物
 - 十 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番
 - 十一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
 - 十二 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
 - 十三 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
 - 十四 軌道その他主要な占用物件
 - 十五 道路一体建物
 - 十六 協定利便施設
 - 十七 調製の年月日
- 5 調書及び図面は、その記載事項に変更があったときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。
- 6 道路台帳は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所において保管するものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道路台帳のうち、国道に係わるもの及び令第三十二条第一項に規定する開発道路で国土交通大臣が維持を行うものに係るものは、北海道開発局の事務所において保管するものとする。
- 一 高速自動車国道に係わる道路台帳
国土交通省の事務所
 - 二 国道に係わる道路台帳
指定区間内の国道に係わるものは関東地方整備局の事務所、指定区間外の国道に係わるものは関係都道府県（法第十七条第一項の規定により指定市の長が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市の長が国道の管理を行う場合にあっては、当該指定市又は指定市以外の市）の事務所
 - 三 都道府県道に係る道路台帳
関係都道府県（法第十七条第一項の規定により指定市の長が都道府県道を管理する場合、同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道を管理する場合又は同条第三項の規定により町村が都道府県道を管理する場合にあっては、当該指定市、指定市以外の市又は町村）の事務所
 - 四 市町村道に係る道路台帳
関係市町村の事務所

概 要

地方交付税法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十一号）

（道路台帳）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類のカラムに掲げる経費について、それぞれその測定単位のカラムに定めるものとする。

一部抜粋

道府県 二 土木費

1 道路橋りょう費

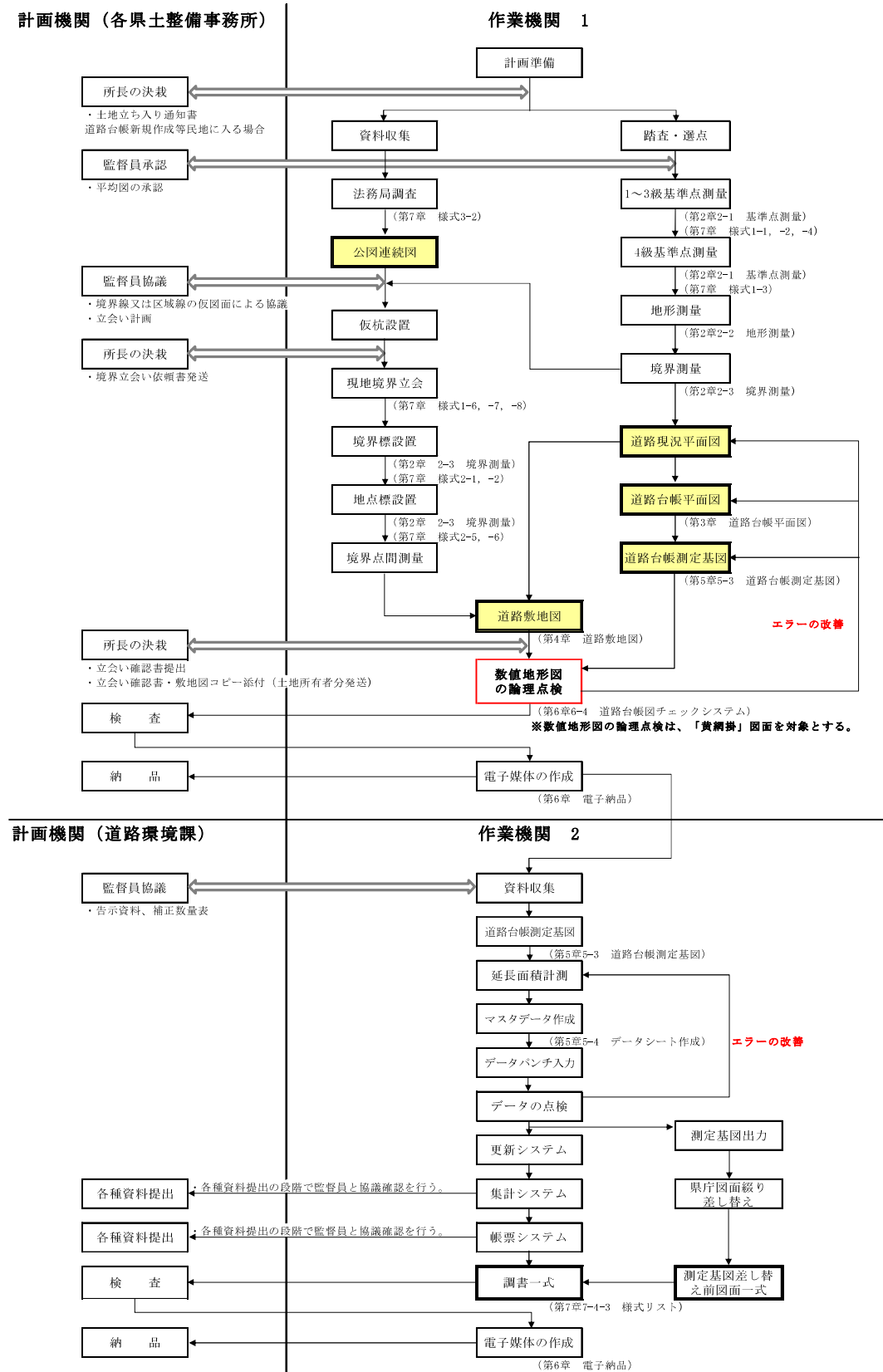
測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎
道路の面積	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの面積
道路の延長	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの延長

概 要

1-2 作業工程

1-2-1 作業工程

概要



概 要

1-2-2 組 成

種 類	名 称	摘 要
図面	位置図 道路現況平面図 道路台帳平面図 道路台帳測定基図 道路敷地図 公図連続図	
調書 道路法に定め られた調書	道路台帳 実延長調書（Ⅰ・Ⅱ） 橋調書 トンネル調書 鉄道等との交差調書	様式 調－1 様式 調－2 様式 調－3 様式 調－4 様式 調－5
調書 道路施設現況 調査要項に定 められた調書	第1号様式（総括） 第2号様式（独立専用自歩道） 第3号様式（部分自歩道） 第4号様式（有料道路） 第5-1号様式（橋梁（橋長15m以上）） 第5-2号様式（橋梁（橋長2m以上15m未満）） 第6号様式（トンネル） 第7号様式（踏切道） 第8号様式（1.5車線の道路）	
管理資料（1）	【道路台帳図閲覧簿】 （A3横2枚の大きさ） ・道路台帳平面図出力図 ・道路敷地図出力図 ・公図連続図出力図	
	【道路台帳調書等閲覧簿】（A3横） ・境界標調書 ・境界標設置調書 ・土地所有者一覧表 ・特記事項調書 ・地点標台帳 ・地点標調書 ・境界承諾不調調書 ・3級基準点成果表 ・3級基準点計算書 ・4級基準点成果表 ・4級基準点計算書 ・境界点計算書	様式 2－1 様式 2－2 様式 2－3 様式 2－4 様式 2－5 様式 2－6 様式 2－7 様式 1－2 様式 1－3
	【道路境界承諾書綴り】（A4縦） ・道路境界確認書（土地所有者分） ・委任状	様式 1－7 様式 1－8
管理資料（2）	【測量成果簿】（電子記録媒体含む）	
	・補正前補正後の綴り（A3横） ・補正箇所総括表 ・測定基図出力図（補正前後）	様式 3－5